

令和8年度 鳥取県実務体験型インターンシップ 募集案内

鳥取県庁の仕事に興味があり、長期で実際の仕事を体験したい・学びたい大学生等に向けて、有償型のインターンシップの募集を行います。

本インターンシップでは、学生の皆様を会計年度任用職員（パートタイム）として採用し、報酬のほか交通費を支給します。

1 採用予定数・応募資格等 ※受入予定所属（勤務地）・職種・人数の内訳は「受入予定所属一覧」をご覧ください

(1) 採用予定数 15名程度

(2) 応募資格

大学及び高等専門学校に在籍する学生（大学院生含む。高等専門学校の学生は、第4学年以上）

◇地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は採用されません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◇日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

2 採用までの流れ

- (1) 応募 ※応募方法は3. 申込方法を確認してください。
- (2) 面接（面接の日程は応募者に別途お知らせします）
- (3) 合否通知、配属先からご本人へ連絡
- (4) 勤務開始

3 申込方法等

鳥取県庁実務体験型インターンシップ実施要綱の内容を御理解の上、以下手順のとおりお申し込みください。

<申込手順>

(1) 電子申請

参加を希望する学生は、とっとり電子申請サービスから申込みを行ってください。右下のQRコード又は次のURLから申込みページへアクセスできます。

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=21724

(2) メール又は郵送

別紙1「鳥取県庁インターンシップ実習申込書」に必要事項を記入し、メール又は郵送で下記提出先へご提出いただくことも可能です。

申込先：鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

jinjikikaku@pref.tottori.lg.jp



<注意事項>

- (1) 氏名、連絡先等の各項目について正確にご記載ください。特に、電話番号・メールアドレスは間違いのないようお願いいたします。
- (2) 顔写真は無帽で、顔がはっきり映っており、申込日前6か月以内に撮影したものを貼付してください。
- (3) インターンシップを希望する所属の欄は、別添3「令和8年度鳥取県庁実務体験型インターンシップ受入予定所属一覧」から選択し、記入してください（第1希望は必須、第2、3希望は任意）。受入条件（志望職種等）がある所属もありますので、よく確認して選択してください。

<申込期限>

令和8年7月15日（水）17時必着

4 選考方法

オンラインでの面接（個別面接により行います）

面接後、ご本人へ可否を通知します。

5 給与・勤務条件等

給与	○報酬 時間額1,280円 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します（勤務日数・交通手段等により金額が変わります）。
福利	公務災害（配置所属により労災）対象 ※加入条件を満たす場合に限る。
勤務形態・勤務時間	週30時間以内 （勤務時間は午前9時から午後4時を基本とし、ご本人・配属先と調整の上、決定します）
任用の期間	2週間 （勤務期間は受入予定所属一覧に記載の受入可能期間のとおり）

◎上記は現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。